

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(4) 議会の組織・権限・審議	①組織	a.会派	民主	会派	交渉会派の定義見直し	各常任委員会に委員を輩出し、会派としての賛否を表明することが必要ではないか。	1 交渉会派の定義について 市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、交渉団体とは5人以上の所属議員を有する会派としているが、交渉会派の定義について協議した結果、 <多数意見> 市会運営委員会が必要に応じ協議されているため現行どおりとする。 <少数意見> 交渉会派の定義や非交渉会派が運営委員会に参加できる仕組みを協議する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			民主	会派	会派拘束(党議拘束)を原則廃止	議員は個々の判断で議案の賛否を決め、公表する。理由は、①会派拘束は、二元代表制を無力化する「首長与党」を形成する最大要因。②首長の権限を抑制すべき二元代表制下では、議会は市民の代表機関として強かに首長権限をコントロールしなければならず、そのために、市民意思の総体を議会において首長に表現するのが責務。会派(政党)の思惑を議会で表現するのは、強首長型の二元代表制下では特に適当でない。	2 会派(党議)拘束の原則廃止について 会派拘束の意義など、そのあり方について協議した結果、 <多数意見> 会派内の問題であり、現行どおりとする。 <少数意見> 活発な議論を経て公論を形成していくため、廃止を含めた検討を行うこととする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			公明	会派	会派のあり方と活動(会派性の担保と役割・権限)		3 会派のあり方と活動について 市会運営委員会申し合わせ・確認事項における横浜市議会の会派に関する要項において「会派は政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって結成する。」としているが、会派のあり方と活動について協議した結果、 <多数意見> 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとする。 <少数意見> 会派のあり方については、現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項のとおりとする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
		民主	議会の権限	政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性	・議会局は、法制調査など必要に応じ対応できるような強化充実が必要 ・議員の調査、政策立案活動ができるような環境整備と研修の充実 ・会派ごとの政務調査員の採用をはじめとした政策立案機能強化のための措置 ・議会図書館の充実強化	議会機能を強化(事務執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言)するため、議会・議員の体制や議会局体制について協議した結果、 議会活動の必要に応じ、附属機関や調査機関・検討会及び公聴会、参考人招致などの制度による学識経験者、専門家など外部有識者の知見を活用していく。 また、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていく。 ことを全会一致をもって決定した。	
		b.補助体制	当局	議会の権限	政策調査・立案機能の強化	議会局へ議員活動を補佐するスタッフを配置するとともに、議会局による一般質問、予・決算特別委員会総合審査の質問要旨などの確認	

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(4) 議会の組織・権限・審議	①組織	c.委員会構成	民主	委員会	特別委員会の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・議員同士の議論が少なく、特に特別委員会の位置付けが不明確。期限を切り、全員が所属しないで真に必要なものとすべきである。 ・議員相互間の自由な討議。 ・市民意見を公平に取り入れ、議員間の討議をして政策を創り上げ、提案することが重要。 	<p>1 常任委員会のあり方について 現行の8常任委員会の構成や委員定数について検証し、より活発な委員会運営に向け協議した結果、 機構改革や局事業の関連性などから、その都度所管局は議論されており、また組織・局数からも、現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 特別委員会のあり方について 特別委員会の位置付けや委員会数など、そのあり方について協議した結果、 付議事件を調査・研究テーマとして委員間討議や有識者の知見活用による政策提言、意見型の運営方法としており、また、市会運営委員会において役員改選の都度委員会の見直しを協議することから、現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>3 委員任期のあり方について 複数年にわたる懸案事項や重要案件など委員会審査と現行の委員任期のあり方について協議した結果、</p> <p><多数意見> 委員任期は現行どおりとする。 <少数意見> 特別委員会については、複数年にわたる計画等を審査するために委員任期の複数年制について協議する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
			ヨコ会	委員会	常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し（整理・統合）	委員会の整理統合	
		d.委員任期	みんな	議会自身	議会自身について（活発な議論を実現するために）	常任委員会の任期の在り方	
		e.協議又は調整を行う場	みんな	議会自身	議会自身について（活発な議論を実現するために）	・議員間討議の実施	
		f.議員連盟					
		g.調査機関				b. 補助体制に掲載	

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果	
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考		
(4) 議会の組織・権限・審議	② 権限	a. 議会の権限	公明	議会の権限	議会の監査権限の強化	監査委員の活用	<p>1 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について 議会の権限強化に向けた取り組みとして、地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大について協議した結果、</p> <p><多数意見> 基本構想、行政全般に係る基本的な計画及び各分野における基本的計画等の策定、変更及び廃止を議決事件とする。また、計画等については、策定前の説明及び策定後に定期的な報告を求めることとする。ただし、各分野における基本的な計画等に関しては、策定前に説明を受けた所管の常任委員会で、議決すべき事件とするか判断する。</p> <p><少数意見> 基本構想を議決事件とし、その他の計画は策定前の説明、策定後の報告を求めることとする。</p> <p>との意見に分かれたが、<u>多数意見をもって決定した。</u></p> <p>なお、多数意見において、常任委員会での判断にあたり、期間等による指標を定める必要がある、との意見があった。 (案)常任委員会での指標は、次のとおり市会運営委員会申し合わせ確認事項としてはどうか。 各分野における基本的な計画等において、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める3年以上にわたる計画又は指針のうち、特に重要なものの策定、変更又は廃止するものを議決すべき事件とする。</p> <p>2 委員会審査のあり方について 常任委員会での事務調査の拡充や決算と予算の審査のあり方やその審査方法、また議員からの資料要求への当局の対応などについて協議した結果、 常任委員会、予算・決算特別委員会審査において、独立行政法人を含む外郭団体の審査を適宜実施するとともに、参考人制度などを活用し、外郭団体の責任者が出席したうえで審査できる仕組みについて協議することを全会一致をもって決定した。</p>	
					行政法人を含む外郭団体への審査			
					政策執行に関する監視及び評価			
		ネット・無所属クラブ	議会の役割	<p>現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。</p>	健全な二元代表制を実現するために議会の権限強化が現行法制下の自治体レベルで、どのようなアプローチによりどこまで可能なのかについて専門家を交えた議論、認識共有。			
		b. 議員提案の仕組み	公明	議会の権限	積極的な議員提案（政策提言）の仕組み			<p>政策条例に係る議員提出議案については、団長会議で決定している立案手続に加え、現地調査や意見聴取などが行える旨や、運営委員会でその都度決定している議案の取り扱い、議会局の処理すべき事項を明確にすることなどについて協議した結果、 現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項及び団長会議決定を遵守し、現行どおり、各案件の内容等に応じ必要な協議を行い、円滑な議員提案の提出を図ることを全会一致をもって決定した。</p>
			当局	議会の権限	政策に係る議員提出議案を提出する際の当局とのルール設定	提案者は、議案発送日の概ね1ヶ月前までに、条例原案に係る局等に対し情報提供及び予算措置の要請などを行う等		
	c. 議決事件	みんな	議会と行政	議会と行政の関係について（二元代表制における役割を明確にするために）	総合計画、基本計画への議会の積極関与（行政が作成した案を議論するのではなく、策定の段階から議会も関与する。例えば、各会派から代表を送って審議に参加するなど。あるいは基本計画を議会の議決事項にするなど。）	a. 議会の権限に掲載		
	③ 審議	a. 審議のあり方(全般)	民主	本会議	本会議における審議の形骸化		大分類(3)「議会と執行機関の関係」で協議済	
		b. 会期	民主	定例会	会期の決定方法		<p>1 会期の決定方法について それぞれの会期日程の標準を定め運用するなど会期の決定方法について協議した結果、会期日程は概ね2か月前に市会運営委員会で決定されていることから現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 会期中の日程調整について 会期中の会議日程の調整については、委員会室数など物理的な制約があることから協議した結果、 議員は、会期の日程を最優先とすることを市会運営委員会申し合わせ・確認事項とすることを全会一致をもって決定した。</p>	
	会期中の日程調整				会期の決定など形式的なことは本会議ではなく、運営委員会で決められるようにすべき。			

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果	
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考		
(4) 議会の組織・権限・審議	③ 審議	b. 会期	公明	定例会	定例会の回数・会期	会期中の日程調整を容易にするため、「議会優先ゾーン」日程を設定すべき。	3 定例会の回数・会期について 地方自治法の一部改正により、条例で通年会期と定めることができることを踏まえ定例会数、会期日程のあり方について協議した結果、 〈多数意見〉 現行どおりとする。 〈少数意見〉 会期日程については、議案発送から本会議質疑までに必要な期間を確保すること、及び各会派への議案説明を早めることについて協議すること。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
			みんな	議会自身	議会自身について（活発な議論を実現するために）	議会の会期の在り方		
		c. 請願・陳情審査	自民	議会活動	本会議・委員会（請願、陳情審査）等 議会審議・活動			1 請願・陳情審査について 行政要望等の陳情については、運営委員会で付託しないと決定を踏まえ、付託陳情と付託外陳情の取り扱いの差異について協議した結果、 〈多数意見〉 市会運営委員会で議論されてきている経緯もあることから、現行どおりとする。 〈少数意見〉 行政要望等を含むすべての陳情を付託し審査することとし、請願者、陳情者の意見陳述の場を設けることとする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			公明	請願・陳情	請願と請願署名議員の公正化（議員の自己請願の取り扱い）		3 審査結果通知について 請願の審査結果の通知については、運営委員会において会議規則どおり理由を付記しないと決定した経過を踏まえ、結果通知に不採択理由を付記することについて協議した結果、 〈多数意見〉 市会運営委員会において議論されてきている経緯もあることから、現行どおりの取り扱いとする。 〈少数意見〉 審査結果通知に採択・不採択の理由を明記する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。	
								共産
			ヨコ会	請願・陳情	請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱いについて			

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目				協議結果
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考	
(4) 議会の組織・権限・審議	③ 審議	d. 予算議案の審査方法	当局	本会議	予算議案に対する審査方法（予算研究会、予算代表、予算関連、局別審査、総合審査）の再検討・見直し		<p>予算議案は、現行本会議で予算代表質疑及び予算関連質疑を、予算特別委員会で局別審査を10日間と総合審査を行っているが、予算議案の審査方法について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。</p> <p>〈少数意見〉 本会議での予算質疑に関する日程を拡大する。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
		e. パソコン等の持込み	みんな	議会自身	議会自身について（活発な議論を実現するために）	委員会への議員のパソコン持ち込み許可	<p>委員会室へのパソコン等の持込みと議場及び委員会室で議員がプロジェクター等を使用することについて協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 今までも必要に応じ市会運営委員会で協議されていることから、市会運営委員会で協議すべきである。</p> <p>〈少数意見〉 ○パソコンの持込みに当たっての課題や環境などを議論する。 ○議会の活性化から、ルールは必要だがパソコンの持込みを認める。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>
			ヨコ会	会議運営	市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営をおこなう。	パソコンやパワーポイントなどの情報機器の活用とパソコンの本会議・常任委員会への持込み	
		f. 採決方法	当局	本会議	議案等の電子採決（押しボタン式投票の）導入		<p>現行の採決方法について協議した結果、他都市での導入実績、費用対効果などから現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。</p>
		g. 委員外の発言	共産	常任委員会	委員会での審査を、行政への質問だけでなく、議員相互で意見交換を行えるようにする。	当該委員会の委員ではない議員の発言を認める。	<p>委員会審査における委員外議員の出席及び許可制としている発言について協議した結果、</p> <p>〈多数意見〉 委員会運営上、委員外議員の発言は、委員会の許可制となっていることから現行どおりとする。</p> <p>〈少数意見〉 会派所属議員がすべての常任・特別委員会委員に就任していない会派の委員外議員の発言の機会を設けることとする。</p> <p>との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。</p>

適正な議員定数や議員報酬についての有識者の意見等

1 三重県議会 議員報酬等に関する在り方調査会 <平成24年6月28日 議長最終報告>

【座長：大森 彌 東京大学名誉教授】

(注) 当該調査会において、議員定数については議論されていない。

議員報酬等に関する在り方調査会最終報告（要点） <抜粋>

三重県議会議員の活動と議員報酬のあり方

○議員報酬のあり方を検討するに当たり、同じ公選職である知事との計数的な比較を行う。

○基本算定式は、議員報酬＝知事の給料×職務活動時間による比率

比較すべき知事の給料は条例本則額（128万円／月額）

職務活動時間による比率は、知事を1とすれば議員は0.7

○基本算定式により試算すると議員報酬額は、128万円(知事の給料) × 0.7 = 89.6万円

○基本算定式によって導かれる議員報酬額は次の2つの観点からさらなる検証が必要。

十分に議員の活動を保障するものであるかどうか、議員による検証が必要。

活動実態とこれに要する経費等について十分に県民の理解を得るため、議員自らが説明責任を果たす。

おわりに

○議員報酬の在り方を提案した「中間報告」（平成24年1月30日 同調査会報告）について

- ・条例本則に規定すべき議員報酬の適正額の在り方やその根拠について、知事との比較をもとに明らかにした。
- ・その時々^々の社会経済情勢や県の財政状況等を考慮して行われる附則や特例条例による減額は政治的判断によるもの。
- ・中間報告では政治的判断は一切行っておらず、報酬の増額を提言したものではない。

<参考>三重県議会現況

条例では、議員報酬は月額83万円（三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条）
ただし、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の附則を改正して減額している。

- ・議長、副議長及び議員の議員報酬月額の7.8%を減額する（期末手当には反映しない）
- ・期間は、平成25年4月から平成26年3月までの1年間とする（平成25年2月27日 議決）

2 さいたま市議会 議会の在り方に関する調査会 <平成 25 年 2 月 4 日 議長報告>

【会長：松本 正生 埼玉大学経済学部教授】

さいたま市議会 議会の在り方に関する調査会報告書 <抜粋>

I. 「議員報酬に関すること」についての調査審議の報告

本調査会においては、議員報酬はそもそも地域の代表者としての身分給としての意味合いもあり、単純に活動時間から算出できる性質のものではない、実社会上の給与などでも綿密に積算され、定められているものは少なく、数値だけから判断できるものではないのではないか、といった意見もあったものの、現在の議員報酬額が適正であるかどうかを議論するにおいては、何らかの試算を行わないことには判断できないとの意見からも試算を行うこととしました。

試算の方法については、<略>本調査会にて議員の議会開会中及び閉会中のそれぞれ2週間の活動実態を把握するために9月に実施した議員への議員活動調査の結果を当てはめて試算を行いました。

議員報酬額の試算概要

1 議員活動時間（日数）モデルの算出

年間の議員活動日数モデルは、125 日（開会中）+196 日（閉会中）=321 日

議員活動の中には、公務性のある活動と私的な活動との線引きの難しい活動が含まれ、基準となる活動日数モデルは 321 日×0.8=257 日 と決めました。

2 議員報酬モデルの算出

議員報酬月額=市長の給料月額×（議員の活動日数モデル/市長の職務日数 365 日）

（ =1,243,000 円 × 70.4 パーセント（257 日/365 日） ≒ 875,000 円 ）

議員報酬モデル（月額）875,000 円

「議員報酬に関すること」についての調査審議のまとめ

前述の試算結果では、まず議員報酬額は 875,000 円と算出されました。また、議員報酬の対象となる活動を厳しく狭めて試算した場合でも 745,000 円でありました。

本試算は議員報酬額がこの金額であるべきだと示すものではなく、現在の議員報酬額の妥当性を判断するためのものであり、その意味からも今回の結果では、標準的な視点及びやや厳しい視点の2点から算出した金額と比べ、議員報酬額 807,000 円（議会の自主的な判断に基づく減額措置のため現状（25 年 2 月 4 日報告時点）は 722,000 円 ※）は大きくかい離するものではないことが確認できました。

同時に、他の政令指定都市の議員報酬額、または市長の給料との比較などをみてもさいたま市の議員報酬額は大きく離れるものでないことも確認しました。

これらのことから判断すると、現在の議員報酬額については妥当な金額になっているものと考えます。

※23・24 年度の2か年のみ減額措置。25 年度は減額措置せず、規定の報酬額を満額支給

III. 「議員の定数に関すること」についての調査審議の報告

主な視点 この3点を判断材料にしながら、現状、役割、規模等といった多面的視点から調査

- 1 地域代表としての議員の役割とさいたま市の地域性との関わり
- 2 さいたま市の合併の経緯における議員の役割の変化
- 3 他の政令指定都市や埼玉県内の他市との状況比較

「議員の定数に関すること」についての調査審議のまとめ

以上の3つの「主な検討視点」をはじめ、多角的な視点からさいたま市議会の議員定数の在り方について調査審議した結果、政令指定都市のほか埼玉県内の他市との比較においてもバランスを欠くものでもなく、また、合併時の旧4市の総議員定数と比較してもすでに約54%の議員削減を行っている中で、政令指定都市となったさいたま市における議会の議員の役割の変化、地域コミュニティの代表としての議員の役割や市政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを考えても現在の議員定数 60 人は妥当であると考えます。

また、行財政改革が叫ばれる中、議員の定数に関しては、コストカットの側面ばかりが強調され、選挙のたびに削減数が議論されるという悪循環が繰り返されています。

こうした傾向は、議会本来の機能を果たすためにも、そろそろ終止符を打つ必要があると思われま

大分類「(5)議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目の方向性・取り組み(案)

●中分類①政治倫理、報酬、政務調査費

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>a. 政治倫理</p> <p>横浜市会議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市会議員政治倫理条例や要綱を制定する。(ヨコ会)</p>	<p>政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づく「政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例・規程・要綱」はある。</p> <p>そのほかの条例等はない。</p>	<p>横浜市会議員は、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組んでおり、現状では、政治倫理条例や要綱を特段制定する必要はないものと考えられる。</p> <p>したがって今後も引続き、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実に職責を全うし、かつ市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めていくことでどうか。</p>
<p>b. 議員報酬</p> <p>・議員報酬の適正額の考え方(公明)</p> <p>・横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている(名古屋市と大阪市は現在減額中)。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。(共産)</p> <p>・正副委員長報酬の見直し(廃止等)(ヨコ会)</p>	<p>横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づき、平成23年度より次の金額に改正(月額)</p> <p>議長 (117.9万円) 副議長 (106.1万円) 委員長 (98.3万円) 副委員長 (97.3万円) 議員 (95.3万円)</p>	<p>議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論されるべきものとする。</p> <p>したがって横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会で、「市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。」を付議事件として議論していることから、この議論を経た後に必要に応じて別途協議することによってどうか。</p>
<p>c. 費用弁償</p> <p>・実費相当の交通費を支給(民主)</p> <p>・議員活動の制度的支援(公明)</p>	<p>・実費相当の交通費を支給 平成19年度より月額として支給する費用弁償を廃止</p> <p>・議員活動の制度的支援なし</p>	<p>・費用弁償</p> <p>横浜市会では、平成19年度より月額支給の費用弁償を廃止しているが、費用弁償は、「その職務を行うため要する費用」の弁償であることから、実費又は、日当及び旅費について一定の基準を定め支給することは、何ら問題は考えられない。</p> <p>・議員活動の制度的支援</p> <p>地方自治法の改正により、新たな政務活動費の範囲において、議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部が対象となったが、その他、公費における新たな制度的支援については法的に難しいことから、現行どおりとすることによってどうか。</p>
<p>d. 政務調査費</p> <p>・政務調査費の用途基準(民主)</p> <p>・政務調査費のあり方(公明)</p> <p>・政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などともいわれており、市民合意が得られているとは思われない部分がある。(共産)</p>	<p>【交付額】 55万円/月</p> <p>【公開している帳票類】 収支報告書と1円以上の領収書写</p>	<p>地方自治法の改正に伴う市会運営委員会での協議結果に基づき、2月27日の本会議で横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として用途基準が条例に明記されたこと。また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりとすることによってどうか。</p>

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>e. 議員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外視察の公費負担のあり方(公明) 現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。(共産) 	<p>(横浜市会議員の海外視察取扱い要綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格要件 任期中(原則として1回)海外視察を実施できる。ただし、議員としての経歴が2年に満たない期間は除く。 旅費 旅費の限度額は120万円とする。ただし、1期の議員は60万円とする。 報告書の公開 市民情報センターに配架及びホームページに掲載し、市会での情報共有を図るとともに、市民に公開している。 <p>(運営委員会での協議結果)</p> <p>平成22年12月8日開催の運営委員会において「海外視察については、その必要性から引き続き実施する意義はある。また、視察経費や、視察後の広報のあり方等については、必要に応じ改選後に協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないとしている要件を見直し、1年目から実施できるようにする。 旅費 <ul style="list-style-type: none"> ○ 1期議員の旅費限度額を2期以上の議員と同額とする。 ○ 政務活動費を充てることについて、検討する。 報告書の公開 市民への情報提供及び議員間での情報共有を図るため、市民情報センターに配架及びホームページに掲載していることから、現行どおりとすることでどうか。
<p>f. 議員定数</p>	<p>【現行の議員定数】</p> <p>86人(H23年改選において92人→86人)</p> <p>※地方自治法第91条において、市町村の議会の議員の定数は条例で定めることと規定されている。(定数上限撤廃)</p>	<p>議員定数については、遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数を決定し、条例の改正を行う必要があることを確認することでどうか。</p>

●中分類②研修

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
	<ul style="list-style-type: none"> 改選時に新人議員への説明会を実施 議員連盟における研修の実施 	<p>議員研修の制度的な位置付け 議長承認を得て行う議会の公式なものとしてはどうか。</p>

大分類「(6) 大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目の方向性・取り組み(案)

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	方向性・取り組み(案)
<p>a. 地方自治制度</p> <p>①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員達によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治(会派運営)が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用すべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。</p> <p>(民主)</p>	<p>・地方自治制度における大都市制度に関しては、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論がされている。また、それに伴う要望活動、国への働きかけも行っている。</p> <p>・本会議に区長は出席していない。</p> <p>・予・決算特別委員会での市民局審査及び審査委嘱された市民・文化観光・消防委員会に区長会議の議長区及び幹事区の区長が出席している。</p> <p>・常任委員会審査においては必要に応じ関係する区長の出席を求めている。</p> <p>・区づくり推進横浜市議員会議において、予算、決算、執行計画及び執行状況等が報告されている。</p>	<p>◎ 大都市制度については、現在、議論が行われていることから、現行制度における議会として区に関与する仕組みについて協議する。</p> <p>・常任委員会 各常任委員会の審査において、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は出席する扱いとすることかどうか。</p> <p>・予算・決算特別委員会 局ごとに予算・決算を審査する局別審査においては区への配当予算もあることから、局別審査において区長の出席を求める通告があった場合、当該区長は出席する扱いとすることかどうか。</p> <p>・区づくり推進横浜市議員会議</p> <p>○ 協議事項を個性ある区づくり推進費から区予算等に係る主要事業とする。</p> <p>○ 予算・決算時の開催は、市会予・決算審査の前に開催し、協議内容が生かされるものとする。</p> <p>○ 会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開する。</p>
<p>b. 区への権限移譲</p> <p>区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方</p> <p>(民主)</p>		<p><会議の性格></p> <p>○ 当面、要綱で設置する議長の招集会議とし、今後、区への権限移譲や機能・組織体制の強化を捉え、特別委員会や地方自治法第100条第12項に基づく協議の場などの位置づけを検討する。</p>
<p>c. 国に対する働きかけ</p> <p>地方議会の充実強化と活性化</p> <p>(ヨコ会)</p>		<p>・その他 議会は、必要があると認めるときは、区で執行される事務その他区の行政について、具体的かつ個別的に検討する場を設置することができることとしてはどうか。</p>